

横手市議会 平成26年第2回3月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	
報告第4号	専決処分報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	雪塊落下による車両物損事故の損害賠償
報告第5号	専決処分報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償
報告第6号	専決処分報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	落雪による車両物損事故の損害賠償
議案第3号	横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例 (H26.4.1施行)	国家公務員に準じて、横手市においても「早期退職者募集制度」を導入するための条例の制定
		内容 募集等に関して必要な事項を規定 ・募集対象—45歳以上の職員 ・募集実施要項の作成と周知 ・応募及び応募の取り下げ ・認定、通知 ・募集実施要項、認定数の公表
議案第4号	横手市農業災害復旧事業基金条例 (H26.4.1施行)	頻発する暴風雨や大雪などの異常気象による農業被害に対し、緊急に対応する復旧事業に充てる基金を設置するための条例の制定
		内容 基金の設置に関して必要な事項を規定 ・積立てる金額は予算の定めによる ・管理に関する事項 ・運用収益の処理等に関する事項 ・繰替運用及び処分に関する事項
議案第5号	横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例 (H26.4.1施行)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による消防組織法の改正に伴い、消防長・消防署長の資格要件を定めるための条例の制定
		内容 ・消防長の資格基準 ①消防職員として消防事務に従事した者で市長が認めたもの ②横手市の行政事務に従事した者で市長が認めたもの ・消防署長の資格基準 消防吏員として消防事務に従事した者で市長の承認を得て消防長が認めたもの

議案第6号	横手市いじめ対策委員会設置条例 (H26.4.1施行)	いじめ防止対策推進法に基づくいじめ対策委員会を設置するための条例の制定	
		組織	委員8人以内
		内容	任期：2年（再任を妨げない） 会議：過半数の出席必要等
		その他	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
議案第7号	横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	市役所の位置を変更することに伴う条例の一部改正	
		内容	変更前 「横手市条里一丁目1番1号」 変更後 「横手市中央町8番2号」
議案第8号	横手市公告式条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	庁舎の名称を変更することに伴う条例の一部改正	
		内容	別表中 「横手市横手庁舎」を「横手市役所本庁舎」に、 「横手市役所本庁北庁舎」を「横手市条里北庁舎」に改めるもの。
議案第9号	横手市行政組織条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	組織機構の再編等に伴う条例の一部改正	
		内容	「産業経済部」を「農林部」と「商工観光部」に再編し、事務分掌を定めるもの。
議案第10号	横手市表彰条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	組織機構の再編等に伴う関係条例の一部改正	
		内容	選考委員会委員について、「産業経済部長」を「農林部長、商工観光部長」に改め、「教育総務部長」を追加するもの。
議案第11号	横手市地域局設置条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	横手地域局の位置を変更することに伴う条例の一部改正	
		内容	変更前 「横手市中央町8番2号」 変更後 「横手市条里一丁目1番64号」
議案第12号	横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	学校医の診療科目を変更することに伴う条例の一部改正	
		内容	別表の学校医師の区分から「精神科、心療内科、産婦人科」を削るもの。
議案第13号	横手市児童館設置条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	地元自治会から明沢児童館払下げの申出があり、譲渡するため児童館の用途を廃止するもの	
		内容	別表から明沢児童館の項を削る。

<p>議案第14号</p>	<p>横手市営診療所設置条例及び横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)</p>	<p>手数料の改正と雄物川町えがおの丘診療所を廃止するための条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の改正（5%⇒8%）に伴う文書料の増額を行うもの。 ・雄物川町えがおの丘診療所の廃止
<p>議案第15号</p>	<p>横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例及び横手市都市公園条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)</p>	<p>グラウンド・ゴルフ場に回数券を導入するための条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大森グラウンド・ゴルフ場の利用者区分「中学生及び小学生」を高校生まで拡大 ・回数券の販売 3,000円（12枚綴り）
<p>議案第16号</p>	<p>横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)</p>	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防事務手数料の額を改正するもの。
<p>議案第17号</p>	<p>横手市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)</p>	<p>山内生涯学習センターの位置を改めることに伴う条例の一部改正</p> <p>内容</p> <p>変更前 「横手市山内土淵字二瀬8番地1」</p> <p>変更後 「横手市山内土淵字二瀬8番地4」</p>
<p>議案第18号</p>	<p>横手市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を規定するための条例の一部改正</p> <p>内容</p> <p>委嘱の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・社会教育の関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験者
<p>議案第19号</p>	<p>横手市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の改正に伴い、青少年問題協議会委員等の要件等を改めるための条例の一部改正</p> <p>内容</p> <p>現行（会長及び委員20人以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会指名委員 5人 ・関係行政機関職員 5人 ・学識経験者10人以内 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後（委員20人以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の要件なし <p>その他</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p>

議案第20号	横手市公民館設置条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)	山内公民館の位置等を改めることに伴う条例の一部改正	
		内容	<p>変更前 「横手市山内土淵字二瀬8番地1」</p> <p>変更後 「横手市山内土淵字二瀬8番地4」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設の使用料を規定
議案第21号	横手市図書館設置条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)	山内図書館及び大雄図書館を廃止することに伴う条例の一部改正	
		内容	横手市立山内図書館及び横手市立大雄図書館の項を削除
議案第22号	横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)	地方公営企業法の改正に伴い、資本剰余金の処分方法の変更と経営資本の安定に資するための条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・減債積立金、建設改良積立金を使用した場合、同額を資本金に組入れることを規定 ・償却資産に係る資本剰余金の取り崩し規定を削除
議案第23号	横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)	地方公営企業法の改正に伴い、資本剰余金の処分方法の変更と経営資本の安定に資するための条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・減債積立金、建設改良積立金を使用した場合、同額を資本金に組入れることを規定 ・償却資産に係る資本剰余金の取り崩し規定を削除
議案第24号	横手市大森温泉自動分譲施設設置条例を廃止する条例 (H26. 4. 1施行)	大森温泉自動分譲施設を廃止するため設置条例を廃止するもの	
		施行日	平成26年4月1日
議案第25号	工事請負契約の締結について	大雄地区小学校統合事業 田根森小学校 増築及び改修等工事	
		工事場所	横手市大雄字田根森50番地
		契約の方法	指名競争入札
		契約金額	217,080,000円
		契約期間	平成27年2月27日
相手方	<p>横手市駅前町13番8号 創和建设(株)・(株)半田工務店・(株)高橋建業 大雄地区小学校統合事業 田根森小学校 増築及び改修等工事 特定建設工事共同企業体 代表者 創和建设株式会社 代表取締役社長 小原 朗</p>		

議案第26号	権利の放棄について	消滅時効が完成している債権について、債務者が行方不明で債権回収ができず、また、消滅時効援用の意思確認ができないため、債権の放棄をしようとするもの	
		内容	横手市営住宅の使用料
		放棄額	221,000円
議案第27号	権利の放棄について	消滅時効が完成している債権について、債務者と連絡がとれないことから債権回収ができず、また、消滅時効援用の意思確認ができないため、債権の放棄をしようとするもの	
		内容	横手市営住宅の使用料
		放棄額	109,000円
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市増田堆肥処理センター
		指定管理者	J A全農北日本くみあい飼料株式会社
		指定期間	5年 H26.4.1~H31.3.31
		施設名	横手市大森堆肥センター
		指定管理者	農事組合法人 夏見沢草地利用組合
		指定期間	5年 H26.4.1~H31.3.31
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大森町中心部活性化施設
		指定管理者	NPO法人 まちづくり大森
		指定期間	5年 H26.4.1~H31.3.31
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市山内ふれあい交流センター
		指定管理者	よこて市商工会
		指定期間	3年 H26.4.1~H29.3.31
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大森町生きがい創作館
		指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
		指定期間	5年 H26.4.1~H31.3.31
議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大雄地域福祉センター
		指定管理者	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会
		指定期間	5年 H26.4.1~H31.3.31

議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市立県南愛児園「ドリームハウス」	
		指定管理者	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市サンハイム	
		指定管理者	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」	
		指定管理者	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第36号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市十文字町健康福祉センター	
		指定管理者	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市総合技能センター	
		指定管理者	職業訓練法人 横手地方職業能力開発協会	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市顧客利便施設こうじ庵	
		指定管理者	横手商工会議所	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第39号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市ふれあいセンター	
		指定管理者	社団法人 横手市観光協会	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31
議案第40号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市水稻育苗センター	
		指定管理者	秋田ふるさと農業協同組合	
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31

議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	大森農産物食品加工体験施設		
		指定管理者	大森町工房「森の郷」		
		指定期間	5年	H26.4.1~H31.3.31	
		施設名	山内農林産物加工施設		
		指定管理者	秋田ふるさと農業協同組合		
		指定期間	1年	H26.4.1~H27.3.31	
議案第42号	市道路線の廃止について	2路線の廃止			
		①上薄井大上線（延長2241.70m） 県道湯沢雄物川大曲線の旧道移管に伴い、県道昇格部分を廃止するため。			
		②宝竜1-4号線（延長21.40m） 開発行為に伴い、道路が延伸されたため。			
議案第43号	市道路線の認定について	7路線の認定			
		①長者1号線（延長111.80m）			
		②長者2号線（延長180.13m）			
		③長者3号線（延長75.19m）			
		④長者4号線（延長30.27m） 開発行為に伴い、道路が築造されたため。			
		⑤上薄井西部線（延長526.80m） 県道湯沢雄物川大曲線の旧道移管に伴い、県道昇格部分を廃止し、新たに認定するため。			
		⑤宝竜1-4号線（延長124.49m） 開発行為に伴い、道路が延伸されたため。			
		⑤西下6号線（延長98.83m） 開発行為に伴い、道路が築造されたため。			